

# 令和3年度

## 第1回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和3年4月5日(月) 午後1時30分～午後2時58分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 会長専決事項について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(5月1日公告)の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明申請について

議案第6号 令和3年度 標準農作業料金について

議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積及び区域  
の指定について

議案第8号 庄原市農地利用最適化推進委員の辞任に同意を求めること  
について

備考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
2	植木 登夫		○	13	明賀 美伸	○	
3	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
4	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
5	木村 英宗		○	16	高坂 勝博	○	
6	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
7	増谷 克則	○		18	前田 憲二		○
8	財間 敏行	○		19	道下 和子	○	
9	森兼 貢	○		20	島津 秀樹	○	
10	前田 耕廣	○		21	天根 公昭	○	
11	宮崎 讓		○	22	青才 弘江	○	
12	竹森 達	○		23	松長 百合子	○	
				24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥	○	
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年	○	
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭	○		(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	小田 雅平	○	
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治	○		出張所長	佐々木 敏也	○	
主事	宮永 竣介	○		主事	荻原 綾乃	○	

事務局長	<p>ただ今より、令和3年度第1回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は2番植木委員、6番木村委員、18番の前田委員から欠席の届け出がありました。それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は20名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。22番青才委員さん、23番松長委員さん、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それではまず、議案第1号「会長専決事項(職員の異動)について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>庄原市農業委員会規則第12条の規定に基づき事務局職員の任命について専決処分を致しました。</p> <p>) (本所、出張所職員異動について読み上げて説明)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様の方から何かご質問等はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>「会長専決事項(職員の異動について)」承認することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員、決定されました。</p> <p>(事務局職員自己紹介)</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号76から78の3件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>事前に送付した議案に変更がありました。</p>

(本庁)	議案第5号「非農地証明申請について」の受付番号43の地番1034番について、現地確認の結果、農地性があるということで取下げとなっております。
事務局員 (本庁)	(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 皆様の方からご質問・ご意見等がございますか。  (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号76から78の3件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。  (なしという声)
議長	それでは、受付番号76から78の3件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画(5月1日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。  (説明 以下 概略)
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和3年3月期の申し込み分については、別冊「令和3年5月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は一般分のみの設定となっており、契約件数が合計83件、契約面積471,579.56㎡となっております。
事務局員 (本庁)	(内訳を読み上げる。以下略) 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。

<p>議長</p>	<p>皆様から何かご質疑・ご意見等はございますか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号61から64の4件について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号61</p> <p>位置等：説明資料の2・3ページに記載</p> <p>転用事由：一般住宅</p> <p>資金計画：一部自己資金、一部借入資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：R3.3に除外済み</p> <p>受付番号62</p> <p>位置等：説明資料の2・4ページに記載</p> <p>転用事由：水稻育苗施設</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：R3.3に除外済み</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号63</p> <p>位置等：説明資料の5・6ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p>

	<p>除外手続：R3.3 に除外済み  その他：受付番号 64 と隣接している</p> <p>受付番号 64  位置等：説明資料の 5・11 ページに記載  転用事由：太陽光発電設備  資金計画：全額自己資金  他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み  周辺影響：影響ないと確認  除外手続：R3.3 に除外済み  その他：受付番号 63 と隣接している</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。ここでご意見・ご質疑等受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 61 から 64 の 4 件を一括で採決したいと思います。</p> <p>これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは受付番号 61 から 64 の 4 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程いたします。受付番号 41 から 47 の 7 件について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 41  位置等：説明資料 2・16 ページに記載  潰廃事由：平成元年に競売により購入したときに既に原野になっていた。  現地確認：現地は大半が法面に位置しており、隣接する登記が原野の 604 番 4 と同じ状態であった。今後農地として利用される見込みもないことから非農地と確認。</p>

	<p>受付番号 42</p> <p>位置等：説明資料 2・17 ページに記載</p> <p>潰廃事由：相続により取得した農地のため詳細は不明であるが、昭和 56 年に 769 番 3 に建物が建築された頃から進入路として使用されていた。</p> <p>現地確認：現地は細長い土地で通路として一体的に利用されており、農地として利用される見込みもないことから非農地と確認。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 43</p> <p>位置等：説明資料 2・18 ページに記載</p> <p>潰廃事由：二つとも山の中にあり、平成 6 年頃から労働力不足により、管理が行き届かなかった。</p> <p>現地確認：現地は竹や低木が繁茂し山林には至っていないが、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 44</p> <p>位置等：説明資料 5・19 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 20 年代後半以降耕作放棄をしていたため、雑木が繁茂し現在は山林となっている。</p> <p>現地確認：現地は木が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 45</p> <p>位置等：説明資料 5・20 ページに記載</p> <p>潰廃事由：先代が市外へ引っ越し、その後耕作されることなく荒廃した。</p> <p>現地確認：現地は草木が繁茂し、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：周辺が原野や山林に囲まれた筆界未定地だが隣接土地所有者とも土地の境界について整理できている。</p>
<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>受付番号 46</p> <p>位置等：説明資料 21・22 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 60 年頃に耕作放棄をし、現在は雑木や竹の茂る土地となっている。</p> <p>現地確認：現地は、木が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：分筆された土地だが、法務局備え付けの地図には分割線が入っていないため、口和紙所備え付けの地図を掲載。</p> <p>地図に墓と記載があるが、現在別の場所へ移設しているため、利用していないことを確認。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 47 位置等：説明資料 23・24 ページに記載 潰廃事由：昭和 55 年頃道路の拡張により残地となり、不形成で耕作不便であったため、耕作せず、隣地の宅地と一体として利用している。 現地確認：現地は、砂利が敷かれて雑種地となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。皆様の方から何かご意見・ご質疑はございませんか。</p>
<p>10 番前田委員</p>	<p>受付番号 44 について、6015 番 2 の地籍が議案では 6.61 m<sup>2</sup>、説明資料では 128 m<sup>2</sup>と異なっているが、どちらが正しいのか。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>6.61 m<sup>2</sup>が正しい数値です。説明資料の訂正をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p>
	<p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p>
	<p>「非農地証明申請について」受付番号 41 から 47 の 7 件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p>
	<p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、受付番号 41 から 47 の 7 件について申請の通り証明することに賛成の委員の</p>
	<p>挙手を求めます。</p>
	<p>挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第 6 号「令和 3 年度 標準農作業料金について」を上程いたします。</p>
	<p>この件について、事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>前回、乾燥調整の部分についてご意見をいただき、役員会で検討がされました。 その結果、備考欄の水分の表記を改め「水分 25%」までとしておりましたが、「水分 20 から 25%」までに変更する案としております。</p>
	<p>役員会では</p>



議長	<p>・細かく定めるときりがないので標準的なものでいいのでは。</p> <p>・カントリーエレベーターのような大きな施設ではなく、小さな施設を想定しており、特に変更はいらぬのではないか。</p> <p>・水分量が少ないからといって、必ずしも乾燥時間や手間が減るとは限らない。</p> <p>という意見が挙げられました。</p> <p>最終的には、乾燥施設に持ち込まれるモミは水分量が 20 から 25%がもっとも多いだろうということ、また、この程度を定めておいて、疑義が生じた場合は、双方でよく話し合っ て決めていただくことではどうかという案でまとまりました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>前回の総会でのご意見に基づき役員会で話し合い決定させていただきました。</p> <p>皆様の方から何かご意見はございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>「標準農作業料金等について」事務局の提案のとおり改定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>それでは、続きまして議案第 7 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積及び区域の指定について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>住宅に付随した農地の所有権移転に関する下限面積の引き下げ案件です。住宅と合わせて所有権移転しようとする農地は、東城町小奴可の 1 筆、185 ㎡です。</p> <p>購入予定者の小見山氏は現在、岡山県津山市にお住まいの会社員です。空き家バンクに記載のあった東城町小奴可の建物の購入し、転入をするとのことで、住宅に付随する今回申請の農地の購入も希望されています。建物は、修復が必要な部分もありますが、自分で直すとのことです。申請書には、双方の売買契約書の写しが添付されております。この度指定承認をいただきますと、来月 3 条申請書を提出いただき、下限面積の要件以外の内容を審査し 3 条許可後、農地について所有権を移転することとなります。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様のほうからご質問・ご意見等ございますか。</p>
4 番堀江委員	<p>住宅に付随する農地の扱いについて、今一度説明していただきたい。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>農地法の一般的な許可基準の中に下限面積があります。農地法では 50 アールという規定ですが、平成 21 年に改正がされ、各市町村の状況に応じて引き下げていいということになりました。</p> <p>現在庄原市の下限面積は原則 10 アールになっております。その上で、庄原市農業委員会は令和元年 9 月に定住促進と新規就農の受け入れのために、住宅に付随する農地については事前に申請を受けて承認を受ければ下限面積を 1 アールまで引き下げるという制度を構築しております。</p>
<p>6 番三吉委員</p>	<p>隣接する 2666 番 1 から 4、2666 番 6 の地目は何か。</p>
<p>15 番柳生委員</p>	<p>宅地が建っている。</p> <p>2666 番 1、2666 番 4 は農地を譲り渡す方の親戚が住んでおり、2666 番 5 のみが空き地として残っているような状態である。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積及び区域の指定について」賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第 8 号「庄原市農地利用最適化推進委員の辞任に同意を求めることについて」上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>皆様への議案発送後に辞職願が提出されましたので急遽追加いたしました。</p> <p>伊藤安登推進委員から令和 3 年 3 月 31 日をもって庄原市農地利用最適化推進委員を辞職したい旨の願いが提出されたので、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により農業委員会の同意を求めるものです。</p> <p>辞職理由としまして、ご本人から慢性疾患が悪化し、週 2 回の定期的な通院が必ず必要となったこと、体調もすぐれない時があり、現地調査等に支障がでるとのことで、家族と相談した結果辞職願の提出に至ったと聞いております。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。以上の理由により「庄原市農地利用最適化推進委員の辞任に同意を求めることについて」賛成の委員の挙手をお願いします。</p>

	<p>挙手全員、決定されました。</p> <p>伊藤推進委員さんは私が就任したときの女性委員の活動を手伝ってくださるなど、とても熱心に地域のためにご活躍され大変ありがたく思いました。</p> <p>この場を借りてお礼申し上げます。</p>
議長	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
議長	<p>続いて、会長報告です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各会議がリモート会議・書面会議になったこと</li> <li>・18日農業会議常任委員会への出席</li> <li>・29日農業会議女性委員の研修会の出席</li> <li>・「恵みの大地」春号発行</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>また、広報委員長さんから報告をしていただきたいと思います。</p>
広報委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「恵みの大地」春号の紙面内容</li> <li>・「恵みの大地」春号の発行日</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政に対する意見書に対する回答</li> <li>・第13回役員会の内容</li> <li>・年間計画</li> <li>・令和2年度積立金決算</li> <li>・活動記録簿</li> <li>・今後の日程</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>年間計画について6月の中四国ブロック女性委員研修会は中止、女性委員のトマト苗配布を6月中旬に加えてください。</p> <p>活動記録簿については毎月総会のときに提出していただくということをお願いいたします。</p>

議長	他に皆様の方からございませんか。
22 番青才委員	トマト苗の小学校配布について女性委員だけでなく、学校のある地域の男性委員にも配っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
議長	他に皆様の方からございませんか。  (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第1回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時58分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和3年4月5日

議長  
(道下 和子) \_\_\_\_\_

22 番委員  
(青才 弘江) \_\_\_\_\_

23 番委員  
(松長 百合子) \_\_\_\_\_